

「外国人材の受入れ」その他について

東京大学社会科学研究所 水町勇一郎

1. 外国人材の受入れ

現在、日本の国際貢献と開発途上国等への技能・技術・知識の移転等を目的とした制度として外国人技能実習生制度がある。この制度には、①外国の送出し機関も日本の受入れ機関（実習実施機関、監理団体）も民間団体であるため中間搾取などの弊害が生じる可能性がある、②日本で働く技能実習生にとって職場移動の自由がないため低廉な条件でも事実上辞めることができない、といった構造的な問題があり、実際に多くの問題を発生させてきた。昨年制定された技能実習法（「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」）は、技能実習制度の適正化と技能実習生の保護（人権侵害の防止等）を図ろうとするものであるが、上記の2つの問題を根本的に解決するものには必ずしもなっていない。

外国人材の受入れ・活用については、韓国など諸外国でとられているような方法も視野に入れつつ、中長期的な視点から、日本の労働市場の健全な発展（日本人の技能形成・雇用確保等）と外国人材の積極的な活用との両立を可能とする制度のあり方を検討することが必要ではないか。

2. 公務・公共部門の働き方改革

今回の働き方改革で進められている長時間労働の是正、正規・非正規労働者間の待遇格差の是正などの課題、および、その基盤にある労働者の健康確保、労働生産性の向上、社会的公正の実現、待遇改善による消費・経済の活性化といった法的・経済的要請は、国家公務員・地方公務員等の公務部門にも同様にあてはまるものである。公務部門においては、これらに加えて、国民の安全・生活の保障、財政健全化等の要請をあわせて考慮することが必要であるが、これらの点は改革の具体的なあり方のなかで考慮に入れることができるものであり（民間部門の働き方改革でも公共の安全の確保の要請等は考慮に入れられている）、これらの事情があるから働き方改革ができないという性質のものではない。

公共部門は、発注者としても働き方改革に大きくかかわっている。公共部門から民間部門への無理な発注や価格を重視しすぎる入札方法が民間部門（受注企業）における長時間労働や安価な非正規雇用の拡大等の問題を発生させている。公共部門は発注者という立場でも取引慣行の是正等に取り組むべきである。

公務・公共部門の働き方改革が民間部門の取組みから大きく遅れることのないよう、政府として前向きな取組みを進めるべきである。

3. 同一労働同一賃金の実現に向けた動き

昨年末に策定された政府の「同一労働同一賃金ガイドライン案」への関心が労使の間で大きく高まっており、現在行われている本年の春闘でもこのガイドライン案に沿った取組

みを進める動きがみられる。今後、法改正案の審議、改正法の施行へと進むプロセスと並行して、ガイドライン案を踏まえた労使や各企業の取組み（とりわけ労働組合のない中小企業等における検討・運用）が着実に進められるよう、政府としても適切な情報提供や改革に向けた取組みの支援など十分な対策をとることが求められる。

以 上